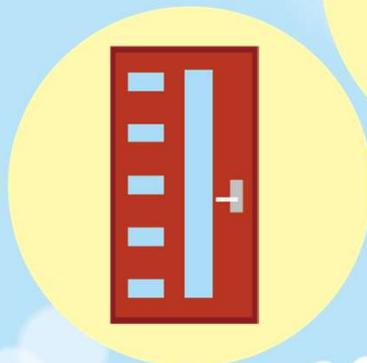
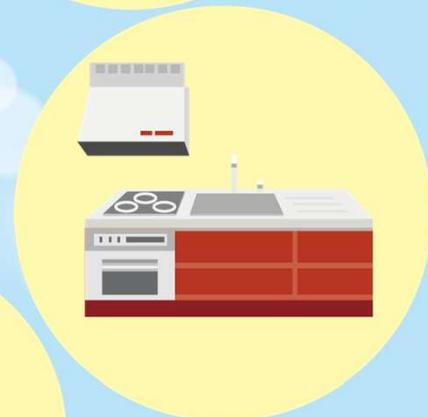


リフォームで
最高10万円の
補助が出ます！



- 外壁塗装工事
 - 屋根の改修工事
 - キッチン、トイレ、ユニットバス交換工事
 - 床材・壁材・天井材の張り替え工事
 - 玄関・廊下・居間
 - 雨漏り補修、住宅修理
- etc…のリフォーム代の5%が支給されます！

詳しくはHPを
チェックします～！



羽生市住宅改修補助金

電話

048-560-3111

羽生市商工課

住所

羽生市中央3-7-5 (市民プラザ内)

申請の流れ

①まずは、申込資格をチェック！

市内の業者が行う
20万円以上（税抜）
の工事ですか？

対象住宅について、
過去にこの補助金を
受けていませんか？



市税や市の各種資金の
貸付について、
滞納はありませんか？

対象住宅の所有者であり、
かつ羽生市に住民登録を
行い、対象住宅に居住し
ていますか？

②以下の書類を揃えてください！

(1) 住宅改修補助金
交付申請書

商工課窓口または
HPで配布しております。→



市役所でお取りいただくもの

(2) 住民票

(3) 納税証明書

(4) 家屋課税証明書

市民生活課でお取りいただけます。
※市民生活課と税務課は、窓口が一本化されたため、
税務課関係書類も市民生活課でお取りいただけます。



業者に用意していただくもの

(5) リフォームの
見積書の写し

必ず業者の押印がなされた見積書を
コピーしてお持ちください。

(6) リフォームの図面
(平面図または立面図)

家全体の間取りがわかるもの（外壁塗装等
の場合は立面図でも可）をご用意ください。

(7) 着工前の現場写真

リフォームの該当箇所をすべて撮影し、
印刷した状態でお持ちください。

③工事着工前に、商工課に申請をしてください！